

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(15) —

坂 柳 明

1. はじめに一研究上の議論において、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨以外の事項が、株式会社LTTバイオファーマの2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」に示される余地があるか

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

ここで、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応との関係で、坂柳(2019,51)では、坂柳(2019,52)で示したところの、株式会社LTTバイオファーマ（以下、「LTT」とする）の2008年連結財務諸表の注記（継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況）（[事例1-1]）¹⁾には、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨（※1²⁾）は示されているが、[事例1-1]には、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書（[事例1-

1) 本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例は、eolより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す財務諸表の注記及び監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

2) 本稿で用いられている※1は、坂柳(2019)では、「※7」と表されている。

2) 上の「追記情報」に示されているような、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※2³⁾)は、示されていないことを指摘した⁴⁾。このことを踏まえて、本稿の第2節では、上記の「事例1-1」を、「※1は示されているが、「事例1-2」上の「追記情報」に見られる※2は示されていない「事例1-1」(※3⁵⁾)、と特徴付ける。

この※3との関係で、第2節では、次の問題、即ち、「事例1-2」上の「追記情報」には※2が示されているが、研究上の議論においては、「事例1-1」に示されていない※2は、「事例1-2」に示される余地があるのか、という問題について、坂柳(2019)の議論をまとめ、「事例1-1」に示されていない※2は、第2節で述べる意味で、「事例1-2」に示される余地がある旨を指摘し、次の段落で示す問題を考察するために必要になる状況を想定する。その状況は、「「事例1-2」上の「追記情報」に、※2のみが示されている状況」(※4)である。

【事例1-1】—LTTの2008年連結財務諸表の注記

「当社グループは当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上しました。

また、営業キャッシュフローにつきましても、連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなりました。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。前述の大幅な損失は主に子会社株式会社アスクレピオス株式の評価損及び同社子会社化時に実施したデューデリジェンス費用等の一時的な費用ならびに研究開発費の増加によるものであります。

連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解決すべく、より安定した

3) 本稿で用いられている※2は、坂柳(2019)では、「※6」と表されている。

4) 本稿で用いられている「事例1-1」は、坂柳(2019)では、「[事例2-2]」と表されている。また、本稿で用いられている「事例1-2」は、坂柳(2019)では、「[事例2-1]」と表されている。

5) 本稿で用いられている※3は、坂柳(2019)では、「※11」と表されている。

経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査するとともに、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減に努め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めてまいります。また経営資源の集中の一環として平成20年9月を目処として当社の100%子会社である株式会社ソーレ株式を売却予定であります。

そうした経営基盤のもと当社は今後とも創業ならびに表面改質化技術の研究開発に邁進してまいります。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表及び連結附属明細表には反映しておりません。」
(傍線筆者)

【事例1-2】—LTTの2008年監査報告書

「当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上した。また、営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった。このため継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

そして、本稿の第3節の(1)では、上記の※4を想定した上で、次の問題を提示する。それは、研究上の議論において、※2のみが示されている [事例

1-2] 上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題(※5)である。

本稿では、この※5を考察する⁶⁾。この※5を考察し、「[事例1-2] 上の「追記情報」に、※2のみが示されている状況」(※4)において、「[事例1-2] 上の「追記情報」に、「※2以外の事項」が示される余地があることが論証された場合には、次の2つのことが期待される。まず、1つ目は、〈1〉: ※5を考察することによって、「[事例1-2] 上の「追記情報」に示されることになる、その「※2以外の事項」を表す記述は、一般に、利害関係者の意思決定に影響を与える可能性があるところの、「監査人によって監査報告書に示される内容」についての問題、即ち、「何が監査報告書に示される余地がある情報か」という、将来の監査制度の設計に当たって考慮され得る問題を解決するに当たって、監査制度の設計を担う主体によって参照され得る情報になる、ということである。また、2つ目は、〈2〉: ※5を考察することによって、「[事例1-2] 上の「追記情報」に示されることになる、その「※2以外の事項」を表す記述が、「[事例1-2] 上の「追記情報」に、実際に示されている記述」に、反映されているかどうかを確かめることが可能になり、その「※2以外の事項」を表す記述が、「[事例1-2] 上の「追記情報」に、実際に反映されていることが確かめられた場合には、その「※2以外の事項」を表す記述が反映されている、と理解できる、「[事例1-2] 上の「追記情報」に、実際に示されている記述」も、上の〈1〉で示した問題、即ち、「何が監査報告書に示される余地がある情報か」という、将来の監査制度の設計に当たって考慮され得る問題を解決するに当たって、監査制度の設計を担う主体によって参照され得る情報になる、ということである。よって、※5を考察することによって、上記の※4において、「[事例1-2] 上の「追記情報」に、「※2以外の事項」が示される余地があることが論証された場合に期待される、以上の〈1〉及び〈2〉で述べたことを考慮する

6) 本稿では、本文に示した※5を考察するに当たって、「[事例1-1] 及び「[事例1-2] 上の「追記情報」を取り上げるため、2009年の監査基準改訂前の監査制度に焦点を当てて議論を行う。

と、前段落で示した※5の考察は、重要であることがわかる。

この※5を考察するに当たって、第3節の(1)では、そこで述べる意味で、[事例1-1]に見られる、(1):「当社グループ」が、「当連結会計年度」において、「営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上」している状況(※6)、及び(2):「営業キャッシュフロー」について、「連続してマイナス」となっており、「当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナス」となっている状況(※7)が、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」(※8)に該当する、と理解できることを示した上で、

〈1〉:第3節の(1)では、そこで述べる意味で、※2の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(傍線筆者)の記述に見られる「経営計画等」は、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる、「①:「より安定した経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査する」こと、及び②:「役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減」を含めた、LTTの経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」(※9)を指している、と推察されることを示す。また、第3節の(1)では、〈2〉:「[事例1-1]に見られるところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している、と推察された※9によって「解決」される※6及び※7があること」を理由に、[事例1-2]上の「追記情報」においては、※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることが、LTTの監査人に考慮されている、と説明できることを示す。

続く第3節の(2)では、先に示した※5、即ち、研究上の議論において、※2のみが示されている[事例1-2]上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題を考察するに当たって、前段落の〈1〉及び〈2〉で述べたことを踏まえた上で、次の2つの考えを提示する。まず、1つ目は、前段落の〈1〉で述べたことを踏まえた上で提示される、《1》:[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」

が指している内容を、LTTの利害関係者に対して示すために、LTTの監査人は、※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる、「①：「より安定した経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査する」こと、及び②：「役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減」を含めた、LTTの経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」(※9)を指している旨を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」において、「経営計画等」が指している内容が特定されていることを前提とした上で、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、と推察される※2の記述よりも前に示すことになる、という考え(※10)である。また、2つ目は、前段落の〈2〉で述べたことを踏まえた上で提示される、《2》：「[事例1-1]に見られるところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している、と推察された※9によって「解決」される※6及び※7があること」を理由に、[事例1-2]上の「追記情報」において、※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることを自らが考慮していることを、LTTの利害関係者に対して示すために、LTTの監査人は、(1)：「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨(※11)を表す記述、及び(2)：「[事例1-1]に見られるところの、※7がある」旨(※12)を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」において、そのLTTの監査人によって「経営計画等」が「達成可能」であることが考慮されている、と理解できる※2の記述よりも前に示すことになる、という考え(※13)である。

そして、第3節の(2)では、①：前段落の《1》で提示した※10に従って、「[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している」旨(※14)を表す記述が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、という意味で、※5に見られる「※2以外の事項」である「※14」は、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地があることを指摘する。また、第3節の(2)では、②：前段落の《2》で提示した※

13に従って、※11を表す記述、及び※12を表す記述が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、という意味で、※5に見られる「※2以外の事項」である「※11」及び「※12」は、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地があることを指摘する。

以上までの議論を踏まえて、第3節の(3)では、[1]:2つ前の段落の《1》で提示した※10に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる「※14を表す記述」、及び[2]:2つ前の段落の《2》で提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、(1):「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨(※11)を表す記述、及び(2):「[事例1-1]に見られるところの、※7がある」旨(※12)を表す記述が、「[事例1-2]上の「追記情報」に、実際に示されている記述」に、反映されているかどうかを確かめるために、「[事例1-2]上の「追記情報」に、実際に示されている記述」を分析する。そして、最後の第4節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨が、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」に示される余地

最初に、前節で提示した※5、即ち、研究上の議論において、※2のみが示されている[事例1-2]上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題を考察するために必要になる状況を想定するに当たって、前節で示した[事例1-1]を見ると、[事例1-1]には、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(前節で示した※1)は示されているが、[事例1-1]には、[事例1-2]上の「追記情報」に示されているような、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(前節で示した※2)は、示されていないことが

わかる。このことを踏まえると、[事例1-1]は、「※1は示されているが、[事例1-2]上の「追記情報」に見られる※2は示されていない[事例1-1]」（前節で示した※3）、と特徴付けることができる。

ここで、この※3との関係では、坂柳（2019,54）で示した、次の問題が生じる。それは、[事例1-1]には示されていないが、[事例1-2]上の「追記情報」には示されている※2の記述から示唆を得て、議論の簡単化のために、LTTの経営者が、「経営計画等が達成可能である」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況を想定すると、その状況においては、LTTの経営者は、[事例1-1]に見られる※1ではなく、[事例1-2]上の「追記情報」に見られる※2を、[事例1-1]に示さなければならないのか、という問題である。

この問題について、※2は、一般的には、「経営計画等」が「達成可能」であることのような、その会社の経営者が「継続企業を前提として財務諸表を作成すること」を可能にする「特定の事象」が、「将来に発生する」ことを想定した上で、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※15⁷⁾）、と記すことができるので、坂柳（2019,58-59）では、まず、この※15について、次のことを指摘した。それは、〈1〉：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、「財務諸表等規則」とする）（2002年10月18日改正）の第8条の14（〔制度2-1〕⁸⁾）においては、※15は、その会社の経営者が「注記しなければならない」事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であり、「その会社の経営者が※15を財務諸表の注記に示すこと」は、〔制度2-1〕の規定内容に反しているわけではないので、また、〈2〉：日本公認会計士協会（2002b）の「6. 継続企業の前提に関する注記」（〔制度2-2〕）においては、

7) 本稿で用いられている※15は、坂柳（2019）では、「※3」と表されている。

8) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2002年10月18日改正）の第15条の9では、本文に示した財務諸表等規則第8条の14の規定を連結財務諸表提出会社について準用する旨が記されている。

※15は、その会社の経営者が「財務諸表に注記」する事項ではなく、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」であり、「その会社の経営者が※15を財務諸表の注記に示すこと」は、[制度2-2]の規定内容に反しているわけではないので、「財務諸表の注記に、※1は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※15は、示されていない状況⁹⁾において、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、その会社の経営者は、その財務諸表の注記に、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※15）を「示さなければならない」とは言えない、ということである¹⁰⁾。

[制度2-1] 一財務諸表等規則，第8条の14

「貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か」（傍線筆者）

9) 本文で示した、「財務諸表の注記に、※1は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※15は、示されていない状況」は、坂柳（2019）では、「※8」と表されている。

10) 本稿で用いられている[制度2-1]は、坂柳（2019）では、「[制度2-3]」と表されている。また、本稿で用いられている[制度2-2]は、坂柳（2019）では、「[制度2-4]」と表されている。

[制度2-2] 日本公認会計士協会 (2002b), 6. 継続企業の前提に関する注記

「継続企業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に係る事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容
- ④ 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

次に、前段落の〈1〉及び〈2〉で述べたことを理由に、坂柳 (2019,59) では、※15の記述を1つの具体的な形で記した※2の記述に注目して、次のことを指摘した。それは、LTTの経営者は、「※1は示されているが、[事例1-2] 上の「追記情報」に見られる※2は示されていない [事例1-1]」(※3)に、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(※2)を「示さなければならない」とは言えない、ということである。そうであれば、本稿においては、前節で提示した※5を考察するために必要になる状況を想定するに当たって、上記の※3に注目して議論を行うことができることになる。

他方、以下の日本公認会計士協会 (2003a) の17項 ([制度2-3]) を参照すると、[制度2-3] に従う監査人は、「無限定適正意見」という監査意見の表明時点において、「継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうか」について判断しなければならないことがわかる¹¹⁾。このことを踏まえた上で、

11) 本稿で用いられている [制度2-3] は、坂柳 (2019) では、「[制度1-3]」と表されている。他方、[制度2-3] においては、監査人は、「監査意見の表明時点において、継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企

坂柳（2019,64）では、議論の簡単化のために、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、継続企業を前提として作成された財務諸表を監査した監査人が、監査意見の中の、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「その会社の経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している状況を想定した上で、先に示した※3、即ち、「※1は示されているが、[事例1-2]上の「追記情報」に見られる※2は示されていない[事例1-1]との関係で生じる、次の問題を提示した。それは、[事例1-2]上の「追記情報」には※2が示されているが、研究上の議論においては、[事例1-1]に示されていない※2は、[事例1-2]に示される余地があるのか、という問題である。

[制度2-3] 一日本公認会計士協会（2003a），17項

「監査人は、監査意見の表明時点において、継続企業の前提に関する検討結果を踏まえ、最終的に経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない。監査人は、経営者

業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」とされているが、日本公認会計士協会（2002a）の17項（☆1）では、次のように記されている。

「監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない。監査人は、経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する重要な疑義に関わる事項を注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならない。」（傍線筆者）

この☆1を、[制度2-3]と対比すると、☆1においては、監査人が「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」時点が、[制度2-3]に見られるような、「監査意見の表明時点」であるかどうか、明確に示されていないことがわかる。本稿では、議論を明確にするために、監査人が監査意見を表明する時点において、「経営者が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかについて判断しなければならない」状況を想定しているので、本稿では、上記の☆1ではなく、[制度2-3]に従う監査人を想定している。

が継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であると判断した場合には、継続企業の前提に関する重要な疑義に係る事項を注記する必要があるかどうか、また、注記する場合にはその内容が適切であるかどうかについて検討しなければならない。」(傍線筆者)

この問題との関係で、坂柳(2019,67-68)では、次の考えを提示した。それは、(1): ※3, 即ち、「※1は示されているが、[事例1-2]上の「追記情報」に見られる※2は示されていない[事例1-1]」、及び(2): 坂柳(2019)の第2節で示したところの、LTTの経営者が、「経営計画等が達成可能である」と評価した上で、「継続企業を前提として財務諸表を作成している」状況を想定する場合に、【1】:「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と関係しているところの、そのLTTの監査人が表明する監査意見が「無限定適正意見」である旨が、[事例1-2]に示されるのであれば、【2】: ※3, 即ち、「※1は示されているが、[事例1-2]上の「追記情報」に見られる※2は示されていない[事例1-1]」において、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断しているLTTの監査人によって、適切であると判断されているところの、LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価を、LTTの利害関係者に対して示す必要がある、とそのLTTの監査人が判断した場合には、そのLTTの監査人による、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との判断と関係している※2が、[事例1-2]に示されることになる、という考え(※16¹²⁾)である。そして、坂柳(2019,71)では、※3において提示された※16に従って、[事例1-1]に示されていない※2が、[事例1-2]に示されることになる、という意味で、[事例1-1]に示され

12) 本稿で用いられている※16は、坂柳(2019)では、「※14」と表されている。

ていない※2は、[事例1-2]に示される余地があることを指摘した。

他方、先に示した〈2〉に見られる、「財務諸表の注記に、※1は示されているが、監査報告書上の「追記情報」に見られる※15は、示されていない状況」との関係で、坂柳(2019,75-76)では、次の状況を想定した。それは、財務諸表の注記に示されている※1は、企業会計審議会(2002)の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み」([制度2-4])、及び2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」([制度2-5])で想定されている「重要な疑義に関わる事項」¹³⁾にはなるが、(1):※1の記述は、[制度2-4]で想定されている「重要な疑義に関する開示」¹⁴⁾についての情報にはならず、また、(2):※1は、

13) (1): [制度2-4]の中の、「その疑義に関わる事項」(傍線筆者)に見られる「その疑義」は、[制度2-4]の内容を踏まえると、[制度2-4]の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、[制度2-1]に見られる「その疑義に関わる事項」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関わる事項」を指している、ということになる。このことを踏まえて、本文では、[制度2-4]に見られる「その疑義に関わる事項」を「重要な疑義に関わる事項」と記している。また、(2): [制度2-5]の中の、「その重要な疑義に関わる事項」(傍線筆者)に見られる「その重要な疑義」は、[制度2-5]の内容を踏まえると、[制度2-5]の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、[制度2-5]に見られる「その重要な疑義に関わる事項」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関わる事項」を指している、ということになる。このことを踏まえて、本文では、[制度2-5]に見られる「その重要な疑義に関わる事項」を、「重要な疑義に関わる事項」と記している。

14) [制度2-4]の中の、「当該重要な疑義に関する開示」(傍線筆者)に見られる「当該重要な疑義」は、[制度2-4]の内容を踏まえると、[制度2-4]の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、[制度2-4]に見られる「当該重要な疑義に関する開示」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関する開示」を指している、ということになる。このことを踏まえて、以下の議論では、[制度2-4]に見られる「当該重要な疑義に関する開示」を、「重要な疑義に関する開示」と記す。

[制度2-5]で想定されている「重要な疑義に関する事項」¹⁵⁾にはならず、そして、(3):日本公認会計士協会(2003a)の20項([制度2-6])¹⁶⁾で想定されている「重要な疑義に関する事項」¹⁷⁾にもならない状況(※17¹⁸⁾)である¹⁹⁾。

[制度2-4] 一三 主な改訂点とその考え方 6 継続企業の前提について(2) 監査上の判断の枠組み

「監査人による継続企業の前提に関する検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われるものである。具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間(少なくとも決算日

- 15) [制度2-5]の中の、「当該重要な疑義に関する事項」(傍線筆者)に見られる「当該重要な疑義」は、[制度2-5]の内容を踏まえると、[制度2-5]の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、[制度2-5]に見られる「当該重要な疑義に関する事項」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められるとき」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関する事項」を指している、ということになる。このことを踏まえて、以下の議論では、[制度2-5]に見られる「当該重要な疑義に関する事項」を、「重要な疑義に関する事項」と記す。
- 16) [制度2-6]の(1)~(4)には、監査人が、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」において、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切」であり、「当該疑義に関する事項の注記が適切であると判断した」ときに、「無限定適正意見」を表明した上で、監査報告書に「追記情報」として記載する事項が示されている。
- 17) [制度2-6]の中の、「当該疑義に関する事項」(傍線筆者)に見られる「当該疑義」は、[制度2-6]の内容を踏まえると、[制度2-6]の中の、「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」を指している、と推察されるので、[制度3-1]に見られる「当該疑義に関する事項」は、上記の「継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」(傍線筆者)に見られる、「重要な疑義」という記述を用いると、「重要な疑義に関する事項」を指している、ということになる。このことを踏まえて、以下の議論では、[制度2-6]に見られる「当該疑義に関する事項」を、「重要な疑義に関する事項」と記す。
- 18) 本稿で用いられている※17は、坂柳(2019)では、「※19」と表されている。
- 19) 本稿で用いられている[制度2-4]は、坂柳(2019)では、「[制度2-1]」と表されており、本稿で用いられている[制度2-5]は、坂柳(2019)では、「[制度1-1]」と表されている。また、本稿で用いられている[制度2-6]は、坂柳(2019)では、「[制度3-1]」と表されている。

から1年間)について経営者が行った評価, 当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討する。

その結果, 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し, 当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため, 継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には, その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されていれば(他に除外すべき事項がない場合には)無限定適正意見を表明し, それらの開示が適切でなければ除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は不適正意見を表明する。なお, 無限定適正意見を表明する場合には, 監査報告書において, 財務諸表が継続企業の前提に基づき作成されていることや当該重要な疑義の影響が財務諸表に反映されていないことなどを含め, 当該重要な疑義に関する開示について情報を追記することになる。…」(傍線筆者)

【制度2-5】—2002年改訂監査基準 第四 報告基準 六 継続企業の前提 1

「監査人は, 継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに, その重要な疑義に関わる事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明する場合には, 当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記しなければならない。」(傍線筆者)

【制度2-6】—日本公認会計士協会(2003a), 20項

「監査人は, 継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合において, 継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であり, かつ, 当該疑義に関する事項の注記が適切であると判断したときは, 無限定適正意見を表明し, 監査報告書に追記情報として次の事項を記載する。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況の内容
- (2) 継続企業の前提に重要な疑義が存在する旨
- (3) 当該事象又は状況に対する経営計画等が注記されている旨
- (4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており, 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映していない旨」(傍線筆者)

そして、坂柳（2019,76）では、監査人が、監査報告書上の「追記情報」に示す事項について、[制度2-6]を参照した上で、次のことを指摘した。それは、先に示した※17から示唆を得て、※1は、[制度2-6]で想定されている「重要な疑義に関する事項」にはならないが、坂柳（2019）の第2節で言及した、「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※15が、財務諸表の注記に示されていない状況において、※15は、[制度2-6]で想定されている「重要な疑義に関する事項」になる、と解釈した上で、[制度2-6]においては、監査人が監査報告書上の「追記情報」に記載する事項として、「財務諸表がどのような前提で作成されているか」という点について、※15が明確に示されているとは言えないので、監査人が、監査報告書上の「追記情報」に、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨（※15）を示すことは、[制度2-6]の規定内容に反しているわけではない、ということである。

他方、坂柳（2019,76-77）では、[制度2-4]及び[制度2-5]で示されている内容について、次の解釈が成立することを示した。それは、「先に示した※17から示唆を得て、(1)：※1の記述は、[制度2-4]で想定されている「重要な疑義に関する開示」についての情報にはならないが、坂柳（2019）の第2節で言及した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※15が、財務諸表の注記に示されていない状況において、※15の記述は、[制度2-4]で想定されている「重要な疑義に関する開示」についての情報になり、また、(2)：※1は、[制度2-5]で想定されている「重要な疑義に関する事項」にはならないが、坂柳（2019）の第2節で言及した「その会社の経営者が任意で財務諸表の注記に示す事項」である※15が、財務諸表の注記に示されていない状況において、※15は、[制度2-5]で想定されている「重要な疑義に関する事項」になる」という解釈（※18²⁰）である。

そして、①：先に示した考え（※16）、及び②：前段落で示した※18、そして、

20) 本稿で用いられている※18は、坂柳（2019）では、「※20」と表されている。

③：2つ前の段落で述べた意味で、監査人が、監査報告書上の「追記情報」に、※15を示すことは、[制度2-6]の規定内容に反しているわけではないことを踏まえた上で、前節で示した問題、即ち、[事例1-2]上の「追記情報」には※2が示されているが、研究上の議論においては、[事例1-1]に示されていない※2は、[事例1-2]に示される余地があるのか、という問題について、坂柳（2019, 77-78）では、次のことを指摘した。それは、「無限定適正意見」を表明するに当たって、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断しているLTTの監査人によって、適切であると判断されているところの、LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成していることの前提となる、「経営計画等が達成可能である」というLTTの経営者の評価を、LTTの利害関係者に対して示す必要がある、とそのLTTの監査人が判断した場合には、そのLTTの監査人は、[制度2-6]の規定内容に反しない形で、「LTTの経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」とのLTTの監査人の判断と関係しているところの、※15を1つの具体的な形で記述した※2を、[事例1-2]上の「追記情報」に示すことになるので、[事例1-1]に示されていない※2は、坂柳（2019）の第1節で言及した「監査人からの情報」として追記される、「重要な疑義に関する事項」になり、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地がある、ということである。

このことを踏まえると、研究上の議論においては、「[事例1-2]上の「追記情報」に、※2が示されている状況」を想定することはできるが、本稿のここまでの議論においては、「※2以外の事項」が、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地があるのか、という問題は、考察されていない。そうであれば、この問題を考察するに当たっては、次の状況を想定する必要がある。それは、「[事例1-2]上の「追記情報」に、※2のみが示されている状況」（前節で示した※4）である。

3. 研究上の議論において、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨のみが示されているLTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」に、示される余地がある事項

- (1) LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨の記述に見られる、「経営計画等」が指している内容と、「経営計画等」が「達成可能」であることがLTTの監査人に考慮されている理由

ここで、前段落で示した※4、即ち、「[事例1-2]上の「追記情報」に、※2のみが示されている状況」を想定すると、次の問題を提示することができる。それは、研究上の議論において、※2のみが示されている「事例1-2」上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題（第1節で示した※5）である。この※5を考察するに当たって、本節以降の議論においては、「事例1-1」を含めたLTTの2008年連結財務諸表を監査した結果、「事例1-2」において、そこに見られるような、「無限定適正意見」を表明するLTTの監査人を想定する。

それでは、上記の※5を考察するに当たって、まず、第1節で示した「事例1-1」を見てみよう。この「事例1-1」には、「当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述(※19)(傍線筆者)が示されているが、この※19との関係では、次の問題が生じる。それは、「事例1-1」においては、この※19に見られる「当該状況」(※20)は、どのような状況を指しているのか、という問題である。

この問題を考察するに当たって、「事例1-1」を見ると、そこに示されている、「当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述(※19)は、(1):「事例1-1」の中の、「当社グループ…」から始まる段落の直後の段落ではなく、(2):「事例1-1」の中の、「また、営業キャッ

シュフロー…」から始まる段落の直後の段落に示されていることがわかる。そうすると、次の問題が生じる。それは、前段落で示した「当該状況」(※20)は、①：[事例1-1]に見られる、「当社グループ」が、「当連結会計年度」において、「営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上」している状況(第1節で示した※6)、及び②：[事例1-1]に見られる、「営業キャッシュフロー」について、「連続してマイナス」となっており、「当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナス」となっている状況(第1節で示した※7)のうちの、どちらの状況を指しているのか、あるいは、[事例1-1]に見られる※6と※7の両方の状況を指しているのか、という問題である。

この問題との関係で、日本公認会計士協会(2002b)の「4. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」の<財務指標関係>を参照すると、そこでは、「単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」として、[1]:「継続的な営業損失の発生又は営業キャッシュ・フローのマイナス」(※21)(傍線筆者)、及び[2]:「重要な営業損失、経常損失又は当期純損失の計上」(※22)(傍線筆者)、そして、[3]:「重要なマイナスの営業キャッシュ・フローの計上」(※23)(傍線筆者)が示されていることがわかる。他方、〈1〉:前段落の①で示した※6、即ち、「当社グループ」が、「当連結会計年度」において、「営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上」している状況(傍線筆者)に関しては、次のことが言える。それは、※6で想定されている、「大幅な営業損失、経常損失、当期純損失」が計上されている」状況は、上記の※22で想定されている、「重要な営業損失、経常損失又は当期純損失」が計上されている」状況に該当するため、※6は、(1):[制度2-1]の「一」で示されている、「当該事象又は状況」の内容、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」(※24)の内容として、[制度2-1]において、「注記しなければならない」事項になり、(2):[制度2-2]の「①」で示されている、「当該事象又は状況」の内容、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせ

る事象又は状況」(※25)の内容として、[制度2-2]において、「財務諸表に注記」する事項になる、とLTTの経営者が判断した結果として、[事例1-1]には、※6が示されている、と理解できるということである。

また、〈2〉：2つ前の段落の②で示した※7、即ち、「営業キャッシュフロー」について、「連続してマイナス」となっており、「当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナス」となっている状況(傍線筆者)に関しては、次の2つのことが言える。まず、1つ目は、[1]：※7で想定されている、「営業キャッシュフロー」について、「連続してマイナス」となっている状況(傍線筆者)においては、そこで想定されている、「連続」した「営業キャッシュフロー」の「マイナス」が、前段落で示した※21で想定されている、「継続的」な「営業キャッシュ・フロー」の「マイナス」に該当するため、上記の「営業キャッシュフロー」について、「連続してマイナス」となっている状況は、(1)：[制度2-1]の「一」で示されている、「当該事象又は状況」の内容、即ち、上記の※24の内容として、[制度2-1]において、「注記しなければならない」事項になり、(2)：[制度2-2]の「①」で示されている、「当該事象又は状況」の内容、即ち、上記の※25の内容として、[制度2-2]において、「財務諸表に注記」する事項になる、とLTTの経営者が判断した結果として、[事例1-1]には、※7で想定されている、上記の「営業キャッシュフロー」について、「連続してマイナス」となっている状況が示されている、と理解できるということである。また、2つ目は、[2]：※7で想定されている、「営業キャッシュフローが、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナス」である状況について、①：「営業キャッシュフロー」が「連続」して「マイナス」であることではなく、②：「当連結会計年度」において、「営業キャッシュフロー」が「1,656百万円のマイナス」であることに注目すると、上記の「営業キャッシュフローが、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナス」である状況は、前段落で示した※23で想定されている、「営業キャッシュ・フロー」が「重要なマイナス」である状況に該当するため、(1)：[制度2-1]の「一」で示されている、「当該事象又は状況」の内容、即ち、上記の※24の内容として、[制度

2-1]において、「注記しなければならない」事項になり、(2)：[制度2-2]の「①」で示されている、「当該事象又は状況」の内容、即ち、上記の※25の内容として、[制度2-2]において、「財務諸表に注記」する事項になる、とLTTの経営者が判断した結果として、[事例1-1]には、※7で想定されている、上記の「営業キャッシュフローが、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナス」である状況が示されている、と理解できるということである。

そうすると、先に示したところの、[事例1-1]に見られる※6及び※7については、次のことがわかる。それは、2つ前の段落の〈1〉、及び前段落の〈2〉の[1]及び[2]で述べた意味で、LTTの経営者が判断した結果として示されていると理解できる、[事例1-1]に見られる※6及び※7は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（※24及び※25）で想定されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」（第1節で示した※8）に該当する、と理解できるということである。

ここで、[事例1-1]に示されている、「当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述（※19）（傍線筆者）を見ると、[事例1-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在」している状況を生み出す原因となる状況は、「当該状況」（※20）しかないとわかる。しかし、前段落で述べたように、[事例1-1]に見られる※6及び※7は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（※24及び※25）で想定されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」（※8）に該当する、と理解できるので、上記の※20が、[事例1-1]に見られる※6と、[事例1-1]に見られる※7のうちの、どちらかの状況しか指していない、と考えると、上記の※8に該当する、と理解できるところの、[事例1-1]に見られる※6及び※7は、[事例1-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在」している状況を生み出す原因となる状況にはなるが、そのような※6又は※7は、[事例1-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在」している状況を生み出す原因となる、※19に見られる「当該

状況」(※20)にはならない、という状況が生じることになり、このことは、上で述べたところの、[事例1-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在」している状況を生み出す原因となる状況は、「当該状況」(※20)しかないことと矛盾する。

そうであれば、前段落で述べたところの、[事例1-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在」している状況を生み出す原因となる状況は、「当該状況」(※20)しかないことと整合する考えは、(1): 上記の※20が、[事例1-1]に見られる※6と、[事例1-1]に見られる※7のうちの、どちらかの状況しか指していない、という考えではなく、(2): 上記の※20が、[事例1-1]に見られる※6と※7の両方の状況を指している、という考えであることがわかる。この(2)で示した考えに従うと、上記の※19に見られる※20は、[事例1-1]に見られる※6及び※7を指していることになる。また、[事例1-1]に見られる、「当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述(※19)(傍線筆者)の直後に示されている、「…前述の大幅な損失は…によるものであります」という記述(※26)(傍線筆者)は、その内容を踏まえると、[事例1-1]の中の、「当社グループ…大幅な損失を計上しました」(傍線筆者)という記述に見られる、「大幅な損失が生じた原因についての記述である、と推察されるが、この※26の直後に示されている、「連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解決すべく…」という記述(※27)(傍線筆者)に見られる「当該状況」は、[事例1-1]の内容を踏まえると、※19に見られる「当該状況」(※20)が指している内容と同じ内容を指している、と推察されるので、※27に見られる「当該状況」は、※20が指しているところの、[事例1-1]に見られる※6及び※7を指していることになる。

他方、(1): [制度2-1]においては、「注記しなければならない」事項の「三」として、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」(※28)を、「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」が示されており、(2): [制度2-2]においては、「財務諸表に注記」

する事項の「③」として、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（※29）を、「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容」が示されているが、上記の※28及び※29との関係では、まず、次のことがわかる。それは、[1]：[事例1-1]の中の、「当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております」という記述（※19）（傍線筆者）に見られる、「当該状況」（※20）は、[事例1-1]において、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在」している状況を生み出す原因となる状況であり、この「当該状況」（※20）が指しているところの、先に示した「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」（※8）に該当すると理解できる、[事例1-1]に見られる※6及び※7は、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（※28及び※29）で想定されている、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」（※8）にも該当する、と理解できるということである。

また、[2]：2つ前の段落で述べたように、※27に見られる「当該状況」は、[事例1-1]の内容を踏まえると、※19に見られる「当該状況」（※20）が指している内容と同じ内容を指している、と推察されるので、※27に見られる「当該状況」は、※20が指しているところの、[事例1-1]に見られる※6及び※7を指していることになるが、前段落の[1]で述べた意味で、[事例1-1]の中の、※19に見られる「当該状況」（※20）が指しているところの、先に示した※8に該当すると理解できる、[事例1-1]に見られる※6及び※7は、※28及び※29で想定されている※8に該当する、と理解できるので、※20が指している内容と同じ内容を指していると推察される、※27に見られる「当該状況」が指しているところの、[事例1-1]に見られる※6及び※7も、※28及び※29で想定されている※8に該当する、と理解できることになる。他方、この※27に見られる「当該状況」との関係で、[事例1-1]においては、※28及び※29で想定されている※8に該当すると理解できる、[事例1-1]に見られる※6及び※7を指しているところの、「連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解決すべく…」という記述（※27）（傍線筆者）に見られる「当該

状況」を「解決」するための、「①：「より安定した経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査する」こと、及び②：「役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減」を含めた、LTTの経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」（第1節で示した※9）が、示されていることがわかる。

この※9については、次のことが言える。それは、※9は、(1)：[制度2-1]において、「注記しなければならない」事項の「三」として示されている、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（※28）で想定されている※8に該当すると理解できる、[事例1-1]に見られる※6及び※7を、「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」になり、また、(2)：[制度2-2]において、「財務諸表に注記」する事項の「③」として示されている、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（※29）で想定されている※8に該当すると理解できる、[事例1-1]に見られる※6及び※7を、「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」になる、とLTTの経営者が判断した結果として、[事例1-1]においては、上記の※9が示されていると理解できる、ということである。

次に、[事例1-1]に示されている記述ではなく、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※2）（傍線筆者）の記述を見ると、この※2の記述には、「経営計画等」という記述が見られるが、先に示した※5、即ち、研究上の議論において、※2のみが示されている [事例1-2] 上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題を考察するに当たって、①：※2の記述に見られる「経営計画等」が指している内容を理解するために、※2が示されている [事例1-2] 上の「追記情報」を見ると、次のことがわかる。それは、[事例1-2] 上の「追記情報」には、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」

という記述（※30）が示されているが、この※30に含まれている、(1):「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述（※31）（傍線筆者）と、この記述の直後に示されている、(2):「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述（傍線筆者）（※32）のつながりを考慮すると、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、※2の記述に見られる「経営計画等」は、上の※32に見られる「経営計画等」、即ち、上の※31に見られる、「当該注記に記載されている」ところの「経営計画等」を指している、と推察されるということである²¹⁾。また、上記の※5を考察するに当たって、②:[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述（※31）（傍線筆者）に見られる、「当該注記」が指している内容を理解するために、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という記述（※33）（傍線筆者）を見ると、上記の※31に見られる「当該注記」は、この※33の中の、「継続企業の前提に関する注記」を指している、と推察される²²⁾。そして、[事

21) 本文では、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述（※31）（傍線筆者）が、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地があることが論証されていないにもかかわらず、※31が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されていることを与件とした議論を行っているわけではない。本文では、先に示した※5を考察するに当たって、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、※2の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（傍線筆者）の記述に見られる、「経営計画等」が指している内容を理解するために、※2の記述に見られる「経営計画等」は、上記の※31に見られる、「当該注記に記載されている」ところの「経営計画等」を指している、と推察される旨を示しているだけである。

22) 本文では、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という記述（※33）（傍線筆者）が、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地があることが論証されていないにもかかわらず、※33が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されていることを与件とした議論を行っているわけではない。本文では、先に示した※5を考察するに当たって、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※31、即ち、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述（傍線筆者）に見られる、「当該注記」が指している内容を理解するために、※31に見られる「当該注記」は、上記の※33の中の、「継続企業の前提に関する

例1-2] 上の「追記情報」は、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」であるため、上記の※33に見られる「継続企業の前提に関する注記」は、LTTの2008年連結財務諸表の注記、即ち、[事例1-1]を指していることになる。

そうすると、次のことが言える。それは、1.：前段落の①で述べたことを踏まえた上で特徴付けられる、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述（※31）（傍線筆者）に見られる、「当該注記に記載されている」ところの「経営計画等」を指している、と推察される、※2の記述に見られる「経営計画等」は、前段落の②で述べたことを踏まえると、上記の※31に見られる「当該注記」が指している、と推察される、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という記述（※33）（傍線筆者）の中の、「継続企業の前提に関する注記」が指している[事例1-1]に記載されている、と理解できるということである。

次に、2.：[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（傍線筆者）の記述に見られる、「経営計画等」（傍線筆者）の「経営計画」に注目した上で、前節で示したところの、[制度2-1]及び[制度2-2]を参照し、(1)：[制度2-1]において、「注記しなければならない」事項の「三」として、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（※28）を、「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画」（傍線筆者）が示されていること、及び(2)：[制度2-2]において、「財務諸表に注記」する事項の「③」として、「当該事象又は状況」、即ち、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」（※29）を、「解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容」（傍線筆者）が示されていることを踏まえると、次のことが言える。それは、前段

る注記」を指している、と推察される旨を示しているだけである。

落の[1.]で述べた意味で、[事例1-1]に記載されていると理解できる、※2の記述に見られる「経営計画等」は、上で示した※28及び※29で想定されている、先に示した「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」(※8)を、「解消又は大幅に改善」するための「経営者の対応及び経営計画」に相当するところの、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」(※8)に該当すると理解できる、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」する²³⁾ための、[事例1-1]に見られる、「①:「より安定した経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査する」こと、及び②:「役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減」を含めた、LTTの経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」(※9)を指している、と推察されるということである。

他方、先に示した※5を考察するに当たって、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(傍線筆者)の記述に見られる、「経営計画等」と「達成可能」に注目すると、次の問題が生じる。それは、[事例1-2]上の「追記情報」においては、※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることが、LTTの監査人に考慮されているが、その理由は何か、という問題である²⁴⁾。

23) 第1節の議論を含めた、本稿の議論においては、記述が長くなることを避けるために、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」(※8)に該当すると理解できる、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」する(☆2)と記す必要がある場合でも、この☆2から、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」(※8)に該当すると理解できる、」を省くことにする。

24) [事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨(傍線筆者)の記述は、一般的には、「経営計画等」が「達成可能」であることのような、その会社の経営者が「継続企業を前提として財務諸表を作成すること」を可能にする「特定の事象」が、「将来に発生する」ことを想定した上で、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※15)(傍線筆者)の記述、と記すことができる。他方、日本公認会計士協会(2003b)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書1. 年度財務諸表に関する監査報告書(1)連結財務諸表に関する監査報告書」の「④

この問題については、次のことが言える。それは、2つ前の段落で述べたことを踏まえた上で想定される、「[事例1-1]に見られるところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している、と推察された※9によって「解決」される※6及び※7があること」を理由に、[事例1-2]上の「追記情報」においては、※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることが、LTTの監査人に考慮されている、と説明できるということである。

(2) 研究上の議論において、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」に示されることになる事項

そうすると、本節の(1)の最初の段落で提示した※5、即ち、研究上の議論において、※2のみが示されている[事例1-2]上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題を考察するに当たって、

〈1〉：※2の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提の

継続企業の前提(イ)追記情報の内容」には、以下のような「(継続企業の前提に関する追記情報の文例)」(☆3)が示されており、この☆3においては、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※1)は示されているが、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨(※15)は、示されていないことがわかる。

「追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は………の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。」(傍線筆者)

そうすると、上記の☆3に関しては、次のことが言える。それは、上で述べた意味で、☆3においては、※15は示されていないため、上記の※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることのような、「特定の事象」が「将来に発生する」ことは、☆3においては、監査人に考慮される余地がないので、☆3に※15が示されていたとした場合に、その※15の記述に見られる「特定の事象」が「将来に発生する」ことが、監査人に考慮されている理由は何か、という問題を、※15が示されていない☆3に対しては、提起することができない、ということである。

もと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（傍線筆者）の記述に見られる「経営計画等」は、3つ前の段落で述べた意味で、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している、と推察されること、及び〈2〉：前段落で述べたところの、「[事例1-1]に見られるところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している、と推察された※9によって「解決」される※6及び※7があること」を理由に、[事例1-2]上の「追記情報」においては、※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることが、LTTの監査人に考慮されている、と説明できることを踏まえた上で、次の2つの考えを提示することができる。まず、1つ目は、上記の〈1〉で述べたことを踏まえた上で提示される、《1》：[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している内容を、LTTの利害関係者に対して示すために、LTTの監査人は、※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる、「①：「より安定した経営基盤の確立に向けて、各研究開発プロジェクトの採算性・成長性・必要性を厳しく精査する」こと、及び②：「役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減」を含めた、LTTの経営者による経営計画や対応策等の「経営上の対応」」（※9）を指している旨を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」において、「経営計画等」が指している内容が特定されていることを前提とした上で、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、と推察される※2の記述よりも前に示すことになる、という考え（第1節で示した※10）である²⁵⁾。また、2つ目は、上記の〈2〉で述べたことを

25) 本文で提示した※10との関係で、(1)：[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している、と推察されること、及び(2)：本文で提示した※10に従って、LTTの監査人が、「[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している」旨（第1節で示した※14）を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」に示すことに注目すると、次の2つのことが指摘でき

踏まえた上で提示される，《2》：「[事例1-1]に見られるところの，[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している，と推察された※9によって「解決」される※6及び※7があること」を理由に，[事例1-2]上の「追記情報」において，※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることを自らが考慮していることを，LTTの利害関係者に対して示すために，LTTの監査人は，(1)：「[事例1-1]に見られるところの，※6がある」旨（第1節で示した※11）を表す記述，及び(2)：「[事例1-1]に見られるところの，※7がある」旨（第1節で示した※12）を表す記述を，[事例1-2]上の「追記情報」において，そのLTTの監査人によって「経営計画等」が「達成可能」であることが考慮されている，と理解できる※2の記述よりも前に示すことになる，という考え（第1節で示した※13）である²⁶⁾。

る。まず，1つ目は，①：[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が，[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための，[事例1-1]に見られる※9を指していることを，何かの理由によって，LTTの利害関係者が知っている可能性がある，ということである。また，2つ目は，②：本文で提示した※10に従って，※14を表す記述が，LTTの監査人によって，[事例1-2]上の「追記情報」に示される前に，そのLTTの監査人が，[事例1-2]上の「追記情報」に，※14を表す記述を示すことを，何かの理由によって，LTTの利害関係者が知っている可能性がある，ということである。以上の①及び②で言及されている「LTTの利害関係者」を想定する必要があるかどうかについては，本稿の議論からは，何も言えない。

26) 本文で提示した※13との関係で，(1)：「[事例1-1]に見られるところの，[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している，と推察された※9によって「解決」される※6及び※7があること」を理由に，[事例1-2]上の「追記情報」においては，※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることが，LTTの監査人に考慮されている，と説明できること，及び(2)：本文で提示した※13に従って，LTTの監査人が，「[事例1-1]に見られるところの，※6がある」旨（※11）を表す記述，そして，「[事例1-1]に見られるところの，※7がある」旨（※12）を表す記述を，[事例1-2]上の「追記情報」に示すことに注目すると，次の2つのことが指摘できる。まず，1つ目は，①：「[事例1-1]に見られるところの，[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している，と推察された※9によって「解決」される※6及び※7があること」を理由に，LTTの監査人が，[事例1-2]上の「追記情報」において，※2の記述に見られ

他方、《3》：①：前段落の《1》で提示した※10に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している」旨（第1節で示した※14）を表す記述と、②：前段落の《2》で提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨（※11）を表す記述、及び「[事例1-1]に見られるところの、※7がある」旨（※12）を表す記述については、次のことが言える。それは、[1]:「[事例1-1]に、※6及び※7が示されていること」を前提にして、[2]:「[事例1-1]に、※6及び※7を「解決」するための※9が示されていること」を考慮すると、[事例1-2]上の「追記情報」において、上の①で示した※14を表す記述は、上の②で示した※11を表す記述、及び※12を表す記述よりも後に示される、ということである。

ここで、(1):前段落の①で示した、「[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している」旨（※14）、及び(2):「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨（※11）、そして、「[事例1-1]に見られるところの、※7がある」旨（※12）は、先に示した※5に見られる「※2以外の事項」であることがわかる。そうすると、※5については、次の2つのことが言える。

まず、1つ目は、①：3つ前の段落の《1》で提示した※10に従って、※14

る「経営計画等」が「達成可能」であることを考慮していることを、何かの理由によって、LTTの利害関係者が知っている可能性がある、ということである。また、2つ目は、②：本文で提示した※13に従って、※11を表す記述、及び※12を表す記述が、LTTの監査人によって、[事例1-2]上の「追記情報」に示される前に、そのLTTの監査人が、[事例1-2]上の「追記情報」に、※11を表す記述、及び※12を表す記述を示すことを、何かの理由によって、LTTの利害関係者が知っている可能性がある、ということである。以上の①及び②で言及されている「LTTの利害関係者」を想定する必要があるかどうかについては、本稿の議論からは、何も言えない。

を表す記述が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、という意味で、※5に見られる「※2以外の事項」である「※14」は、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地がある、ということである。また、2つ目は、②：3つ前の段落の《2》で提示した※13に従って、※11を表す記述、及び※12を表す記述が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、という意味で、※5に見られる「※2以外の事項」である「※11」及び「※12」は、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地がある、ということである。

(3) LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書上の「追記情報」に、実際に示されている記述の分析

ここで、次の問題が生じる。それは、本節の(2)の《1》で提示した※10に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、[[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している]旨(※14)を表す記述、及び本節の(2)の《2》で提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、①：「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨(※11)を表す記述、及び②：「[事例1-1]に見られるところの、※7がある」旨(※12)を表す記述は、「[事例1-2]上の「追記情報」に、実際に示されている記述」に反映されているのか、という問題(※34)である。

この※34について、まず、【1】：[事例1-2]上の「追記情報」に見られる、「会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大幅な損失を計上した」状況(※35)(傍線筆者)において、そこで示されている、「会社」が「当連結会計年度」において計上した「大幅な損失」である、「営業損失」、「経常損失」、「当期純損失」のそれぞれの金額が、[事例1-1]の中の※6に見られるところの、計上された「大幅な損失」である、「営業損失」、「経常損失」、「当期純損失」のそれぞれの金額と一致していることを考慮すると、本節の(1)で言及した、「継続企業の前提に

重要な疑義を抱かせる状況」(※8)に該当する、と理解できる、[事例1-1]に見られる※6に関して、本節の(2)の《2》で提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、[[事例1-1]に見られるところの、※6がある]旨(※11)を表す記述は、上記の※35に見られる記述の形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解することができる。また、この「[事例1-1]に見られるところの、※6がある]旨(※11)を表す記述については、次のことが言える。それは、先に提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「※11を表す記述」は、「※6が、[事例1-1]に示されていること」を考慮すると、[事例1-2]上の「追記情報」に見られるところの、LTTの監査人が[事例1-1]を参照していることを表している、と推察される、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という記述(※33)とともに、また、そのLTTの監査人によって、※33が示された後に、上記の※35に見られる記述の形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解できるということである。

他方、先に示した※34について、【2】:[事例1-2]上の「追記情報」に見られる、「営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった」状況(※36)において、そこで示されている、①:「営業キャッシュ・フロー」が「連続してマイナス」となっている状況、及び②:「当連結会計年度」においても、「営業キャッシュ・フロー」が「1,656百万円のマイナス」となっている状況が、[事例1-1]の中の※7に見られることを考慮すると、本節の(1)で言及した、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」(※8)に該当する、と理解できる、[事例1-1]に見られる※7に関して、本節の(2)の《2》で提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、[[事例1-1]に見られるところの、※7がある]旨(※12)を表す記述は、上記の※36に見られる記述の形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解することができる。また、この「[事例1-1]に見られるところの、※7がある」

旨(※12)を表す記述については、次のことが言える。それは、先に提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「※12を表す記述」は、「※7が、[事例1-1]に示されていること」を考慮すると、[事例1-2]上の「追記情報」に見られるところの、LTTの監査人が[事例1-1]を参照していることを表している、と推察される、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という記述(※33)とともに、また、そのLTTの監査人によって、※33が示された後に、上記の※36に見られる記述の形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解できるということである²⁷⁾。

そして、先に示した※34との関係で、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※31、即ち、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述については、次の2つのことが指摘できる。まず、1つ目は、
 〈1〉：本節の(1)で言及した、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」(※8)に該当する、と理解できる、[事例1-1]に見られる※6及び※7に関して、2つ前の段落の【1】で述べた意味で、「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨(※11)を表す記述は、※35に見られる記述の形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解できるので、また、前段落の【2】で述べた意味で、「[事例1-1]に見られるところの、※7がある」旨(※12)を表す記述は、※36に見られる記述の形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解できるので、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述(※31)(傍線筆者)に見られる「当該状況」は、[事例

27) (1)：[事例1-1]においては、※6を表す記述が、※7を表す記述よりも前に示されており、(2)：[事例1-2]上の「追記情報」においては、※35に見られる記述が、※36に見られる記述よりも前に示されているが、①：本節の(2)の《2》で提示した※13、及び②：本節の(2)の《3》で述べたこと、そして、③：本文の【1】及び【2】で述べたことを踏まえても、[事例1-2]上の「追記情報」において、「※35に見られる記述は、※36に見られる記述よりも前に示される」旨の主張を、導くことはできない。

1-2] 上の「追記情報」に見られる「このため」という記述を踏まえた上で、「継続企業の前提に関する重要な疑義が存在」していることの原因が示されている、と推察される、※8に該当すると理解できるところの、(1): [事例1-1] に見られる※6が反映されている、と理解できる※35と、(2): [事例1-1] に見られる※7が反映されている、と理解できる※36の両方の状況を指している、と解釈できるということである。また、2つ目は、〈2〉: 本節の(1)の[1.]で述べた意味で、上記の※31に見られる、「当該注記に記載されている」ところの「経営計画等」を指している、と推察される、※2の記述に見られる「経営計画等」は、上記の※31に見られる「当該注記」が指している、と推察される、「継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり」という記述(※33) (傍線筆者) の中の、「継続企業の前提に関する注記」が指している [事例1-1] に記載されている、と理解できるということであり、また、※2の記述に見られる「経営計画等」は、本節の(1)の[2.]で述べた意味で、[事例1-1] の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1] に見られる※9を指している、と推察されるということである。

そうすると、①: [事例1-2] 上の「追記情報」に示されている、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述(※31) (傍線筆者) に見られる「当該状況」は、前段落の〈1〉で述べた意味で、[1]: 「[事例1-1] に見られる※6が反映されている、と理解できる※35」と、[2]: 「[事例1-1] に見られる※7が反映されている、と理解できる※36」の両方の状況を指している、と解釈できること、及び②: 上記の※31に見られる「経営計画等」は、前段落の〈2〉で述べたことを踏まえると、※2の記述に見られる「経営計画等」が指している内容と同じ内容である、[事例1-1] の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1] に見られる※9を指している、と推察されるので、上記の※31に見られる「当該状況に対する経営計画等」は、(1): 「[事例1-1] に見られる※6が反映されている、と理解できる※35」、及び(2): 「[事例1-1] に見られる※7が反映されている、と理解できる※36」を「解決」するための※9を指している、と解釈できること、そして、

③：前段落の〈2〉で述べた意味で、上記の※31に見られる「当該注記」は、[事例1-1]を指している、と推察されることを考慮する場合に、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※31については、次のことが言える。それは、【3】：[事例1-2]上の「追記情報」においては、本節の(2)の《1》で提示した※10、及び本節の(2)の《3》で述べたことに従って、※14を表す記述が示される余地はあるが、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述（※31）（傍線筆者）は、本節の(2)の《1》で提示した※10に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している」旨（※14）（傍線筆者）を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」に反映させるための1つの記述として、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、と理解できるということである。

他方、〈1〉：[事例1-2]上の「追記情報」においては、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述（※30）が示されており、この※30に含まれている、(1)：「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述（※31）と、この記述の直後に示されている、(2)：「連結財務諸表は経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されており」という記述（※32）について、※32は、※2の記述を1つの具体的な形で記した記述であり、※31は、※32の直前に示されているが、本節の(2)の《1》で提示した※10に従って、※2の記述よりも前に、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる※14を表す記述については、次のことが言える。それは、①：上記の※30には、前段落で述べた意味で、※14を表す記述を[事例1-2]上の「追記情報」に反映させるための1つの記述である※31が含まれていること、及び②：上で述べたことを踏まえて、[事例1-2]上の「追記情報」において、※31が、※2の記述を

1つの具体的な形で記した、※32の直前に示されていることを考慮すると、※14を表す記述は、上記の※30に含まれる形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解できるということである。

また、〈2〉:[事例1-2]上の「追記情報」においては、(1):「会社は当連結会計年度において、営業損失1,601百万円、経常損失1,105百万円、当期純損失7,172百万円の大規模な損失を計上した」状況(※35)に見られる記述、及び(2):「営業キャッシュ・フローについても連続してマイナスとなっており、当連結会計年度においても、1,656百万円のマイナスとなった」状況(※36)に見られる記述の後に、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述(※31)が示されているが、本節の(2)の《1》で提示した※10、及び本節の(2)の《3》で述べたこと、そして、先に示した【1】及び【2】で述べたことに従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、※14を表す記述については、次のことが言える。それは、前段落で述べた意味で、※14を表す記述を[事例1-2]上の「追記情報」に反映させるための1つの記述である※31の形で、※14を表す記述は、上で示したところの、※35に見られる記述、及び※36に見られる記述との関係では、[事例1-2]上の「追記情報」において、※35に見られる記述、及び※36に見られる記述の後に反映されている、と理解できるということである。

4. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、第1節で提示した次の問題を考察した。それは、研究上の議論において、※2のみが示されている[事例1-2]上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題(※5)である。

この問題を考察するために必要になる状況を想定するに当たって、第2節では、[事例1-1]には、「連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており」という記述の形で、「財務諸表が継続企業を前提として作成されている」旨(※1)は示されているが、[事例1-1]には、[事例1-2]上の「追記情報」に

示されているような、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（※2）は、示されていないことを指摘し、このことを踏まえると、[事例1-1]は、「※1は示されているが、[事例1-2]上の「追記情報」に見られる※2は示されていない[事例1-1]」（※3）、と特徴付けることができることを示した。そして、この※3との関係で、第2節では、次の問題、即ち、[事例1-2]上の「追記情報」には※2が示されているが、研究上の議論においては、[事例1-1]に示されていない※2は、[事例1-2]に示される余地があるのか、という問題について、坂柳（2019）の議論をまとめ、[事例1-1]に示されていない※2は、第2節で述べた意味で、[事例1-2]に示される余地がある旨を指摘し、上記の※5を考察するために必要になる状況を想定した。その状況は、「[事例1-2]上の「追記情報」に、※2のみが示されている状況」（※4）である。

次に、第3節の(1)では、この※4を想定した上で提示した、上記の※5を考察するに当たって、そこで述べた意味で、[事例1-1]に見られる※6及び※7が、「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる状況」（※8）に該当する、と理解できることを示した上で、〈1〉：第3節の(1)では、そこで述べた意味で、※2の記述、即ち、「財務諸表が、経営計画等が達成可能という前提のもと、継続企業を前提として作成されて」いる旨（傍線筆者）の記述に見られる「経営計画等」は、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している、と推察されることを示した。また、第3節の(1)では、〈2〉：「[事例1-1]に見られるところの、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が指している、と推察された※9によって「解決」される※6及び※7があること」を理由に、[事例1-2]上の「追記情報」においては、※2の記述に見られる「経営計画等」が「達成可能」であることが、LTTの監査人に考慮されている、と説明できることを示した。

続いて、第3節の(2)の《1》では、前段落の〈1〉で述べたことを踏まえた上で、※10を提示し、第3節の(2)の《2》では、前段落の〈2〉で述べたこと

を踏まえた上で、※13を提示した。そして、第3節の(2)では、まず、次のことを指摘した。それは、①：第3節の(2)の《1》で提示した※10に従って、「[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している」旨（※14）を表す記述が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、という意味で、※5に見られる「※2以外の事項」である「※14」は、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地がある、ということである。このことが、本稿の1つ目の結論である。

また、第3節の(2)では、次のことも指摘した。それは、②：第3節の(2)の《1》で提示した※13に従って、※11を表す記述、及び※12を表す記述が、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、という意味で、※5に見られる「※2以外の事項」である「※11」及び「※12」は、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地がある、ということである。このことが、本稿の2つ目の結論である。

他方、本稿の第3節以降の議論においては、第3節の(1)の最初の段落で述べた意味で、[事例1-2]において、そこに見られるような、「無限定適正意見」を表明するLTTの監査人を想定したが、そのLTTの監査人が、[事例1-2]において、「無限定適正意見」を表明していることと整合する考えとして、次の考えを提示することができる。それは、「[事例1-1]に、「重要な疑義」が認められるところの、「継続企業の前提」に関係する事項としての、※6、※7、※9が示されている場合には、LTTの監査人が、[制度2-3]で規定されているように、※6を表す記述の内容、※7を表す記述の内容、※9を表す記述の内容が、「適切であるかどうかについて検討」し、※6を表す記述の内容、※7を表す記述の内容、※9を表す記述の内容が適切であると判断している状況を想定すると、その状況においては、「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨（※11）、「[事例1-1]に見られるところの、※7がある」旨（※12）、「[事例1-1]に見られる※9」がある旨（※37）は、さらに[事例1-2]に示される必要がない、という意味で、※11、※12、※37は、[事例

1-2] に示される余地がない」旨の考え（※38）である。

この※38について、【1】：先に示した本稿の1つ目の結論を踏まえると、次のことがわかる。それは、「[事例1-2] 上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1] 中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1] に見られる※9を指している」旨（※14）（傍線筆者）を表す記述が、「※9」が「事例1-2」上の「追記情報」に示されることを前提とした記述であることを踏まえると、「[事例1-1] に見られる※9」がある旨（※37）は、本稿の1つ目の結論によって、上記の※14の形で、「事例1-2」という、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書の「追記情報」に示されることになるので、※37については、上記の※38は成立しない、ということである。

また、【2】：先に示した本稿の2つ目の結論を踏まえると、次のことがわかる。それは、「※11」及び「※12」は、「事例1-2」という、LTTの2008年連結財務諸表についての監査報告書の「追記情報」に示されることになるので、※11及び※12についても、上記の※38は成立しない、ということである。

そうすると、次のことが言える。それは、※38を一般的に記述した次の考え、即ち、「財務諸表の注記に、「重要な疑義」が認められるところの、「継続企業の前提」に関する事項が示されている場合には、監査人が、「制度2-3」で規定されているように、その事項を表す記述の内容が「適切であるかどうかについて検討」し、その事項を表す記述の内容が適切であると判断している状況を想定すると、その状況においては、その事項がある旨は、さらに監査報告書に示される必要がない、という意味で、その事項がある旨は、監査報告書に示される余地がない」旨の考え（※39）（傍線筆者）は、そこに見られる「「継続企業の前提」に関する事項」として、「[事例1-1] に見られる※9」がある旨（※37）、「[事例1-1] に見られるところの、※6がある」旨（※11）、「[事例1-1] に見られるところの、※7がある」旨（※12）を想定すると、2つ前の段落の【1】で述べたことより、※37については成立せず、前段落の【2】で述べたことより、※11及び※12についても成立しない、ということである。

そうすると、上で述べた意味で、上記の※39が成立しない場合があることを示し、①：本稿の1つ目の結論で述べた意味で、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地がある、「※2以外の事項」である「※14」を示した本稿、及び②：本稿の2つ目の結論で述べた意味で、[事例1-2]上の「追記情報」に示される余地がある、「※2以外の事項」である「※11」及び「※12」を示した本稿は、第1節で示したところの、「何が監査報告書に示される余地がある情報か」という、将来の監査制度の設計に当たって考慮され得る問題を解決するに当たって、監査制度の設計を担う主体によって参照され得る情報として、「※14を表す記述」、「※11を表す記述」、「※12を表す記述」、という3つの情報を示したことになる。このことが、本稿の1つ目の貢献である。

他方、本稿では、第3節の(3)の【1】で述べた意味で、本節の(2)の《2》で提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「[事例1-1]に見られるところの、※6がある」旨(※11)を表す記述は、※35に見られる記述の形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解できること、また、第3節の(3)の【2】で述べた意味で、本節の(2)の《2》で提示した※13に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「[事例1-1]に見られるところの※7がある」旨(※12)を表す記述は、※36に見られる記述の形で、[事例1-2]上の「追記情報」に反映されている、と理解できること、そして、第3節の(3)の【3】で述べた意味で、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、「当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている」という記述(※31)は、本節の(2)の《1》で提示した※10に従って、[事例1-2]上の「追記情報」に示されることになる、「[事例1-2]上の「追記情報」に示されている※2の記述に見られる「経営計画等」が、[事例1-1]の中の※6及び※7を「解決」するための、[事例1-1]に見られる※9を指している」旨(※14)を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」に反映させるための1つの記述として、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、と理解できることを指摘した。本稿の2つ目の貢献は、第1節で示したところの、「何が監査報告書に示される余地がある情報か」という、

将来の監査制度の設計に当たって考慮され得る問題を解決するに当たって、監査制度の設計を担う主体によって参照され得る情報として、「[事例1-2]上の「追記情報」に、実際に示されている記述」である、[1]:[事例1-2]上の「追記情報」において、「※11を表す記述」が反映されている、と理解できる「※35に見られる記述」、及び[2]:[事例1-2]上の「追記情報」において、「※12を表す記述」が反映されている、と理解できる「※36に見られる記述」、そして、[3]:※14を表す記述を、[事例1-2]上の「追記情報」に反映させるための1つの記述としての、[事例1-2]上の「追記情報」に示されている、「※31」を示したことである。

本稿では、紙幅の都合により、第2節で言及した※15の記述、即ち、「財務諸表が、特定の事象が将来に発生するという前提のもとで、継続企業を前提として作成されている」旨の記述に関する、次の問題を考察することができなかった。それは、本稿で提示した※5、即ち、研究上の議論において、※2のみが示されている[事例1-2]上の「追記情報」に、「※2以外の事項」は示される余地があるのか、という問題と対比される次の問題、即ち、研究上の議論において、※15のみが示されている監査報告書上の「追記情報」に、「※15以外の事項」は示される余地があるのか、という問題である。よって、この問題を考察することが、今後の課題である。

[引用文献]

企業会計審議会（2002），企業会計審議会，「監査基準の改訂に関する意見書」，2002年1月25日。

坂柳（2019），坂柳 明，「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—財務諸表の注記及び監査報告書の個々の記載内容に注目して(14)—」，『商学討究』（小樽商科大学），第69巻第4号，2019年3月。

日本公認会計士協会（2002a），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書第22号（中間報告），「継続企業の前提に関する監査人の検討」，2002年7月29日。

日本公認会計士協会（2002b），日本公認会計士協会，監査委員会報告第74号，「継続企業の前提に関する開示について」，2002年11月6日。

日本公認会計士協会（2003a），日本公認会計士協会，監査基準委員会報告書第22号（中間報告），「継続企業の前提に関する監査人の検討」，2003年1月16日改正。

日本公認会計士協会（2003b），日本公認会計士協会，監査委員会報告第75号，「監査報告書作成に関する実務指針（中間報告）」，2003年1月31日。

